

Ⅲ 研究の目的・方法

本県においても一部の進取的な教員を除いては、鑑賞学習への取組はおしなべて低調であったと言わざるをえない。そこで、活性化がみられた本年度の鑑賞学習への取組を契機に、各学校において鑑賞学習の充実へ向けての動きが一層推進されるように、先行事例を検討し、具体的な指導方法とその留意点などを提案することが本稿の目的とするところである。そのことによって、本県における図画工作科及び美術科の授業の改善に資することをねらいとしている。

鑑賞の指導については、多種多様な方法論が紹介されている。中には共通点や発展系とみられる実践例もあるが、それぞれが各学校や学級の実態に応じて工夫が加えられており、オリジナルを明らかにするのは容易でない。本稿の意図は、系統的な分類・整理をしたり、各方法論について評価するところにはない。関心の低さによる誤解も含めて、「鑑賞は大変だ。」との教師の思いこみや「概念的な鑑賞観」を打破し、「やってみよう！」と教師が変わり、授業が変わることを目指している。

事例の収集については、筆者が学校訪問や指導助言者として関わったものと参加者として直接見聞した発表や研修とする。それらに、文献やWeb情報の研究で得た成果を反映させて検討し、県内の学校において指導に取り入れられるような形で紹介したい。紹介とはいえ、協力いただいた学校及び授業者とは共に検討・協議を重ねて実践した事例であることから、いわば共同の提案といえるものである。事例の大半は、県内の学校における実践であることから、今後取り組まれる地域・学校と児童生徒の実態に応じてアレンジすれば、他の学校においても取り組むことができる事例であろうと考える。なお、取りあげた事例については、筆者が省略したり表現を改めたりするなどしており、当初発表されたものとは異なる場合がある。

多種多様な中から本稿で扱う事例の選定にあたっては、学習指導要領を基本的な立場とし、「児童生徒が主体となった能動的な鑑賞」を視点とする。小・中学校の図画工作・美術科授業を主な対象として扱い、「鑑賞学習」は両教科の授業以外の鑑賞を含む場合や授業のまとまりを指す場合など広義に用いる。「鑑賞教育」を用いる場合は、美術館の教育普及活動など社会教育を含むものとする。原則的にはこのように授業・学習・教育を使い分けるが、事例に含まれる場合や引用についてはこの限りではない。また、「指導」と「支援」を区別して使用する考え方もあるが、支援も指導の内に含まれるとするのが本稿の立場である。